

# 安

倍晋三首相は10月上旬、  
2017年4月の消費税率の引き上げと同時に軽減税率の導入を検討するよう指示し、政府・与党は11月中の決着に向けて詰めの作業を行う予定だ。

現状では、軽減税率の導入はほぼ既定路線だが、制度設計上、この問題の解決を難しくしている本質の一つは、「対象品目の線引き」と「減収額」がトレードオフの関係を持つことにある。

まず、対象品目の線引きだ。現在のところ、「酒を除く飲食料品」か「酒、外食を除く飲食料品」を軽減税率の対象とする案が有力だ。しかし欧洲の経験を見ても、店内で飲食するケースと持ち帰るケースの区別等、何を軽減税率の対象品目にするかの判断をめぐって、課税当局と事業者との間で訴訟が起こり、何年も法廷闘争を繰り広げなければならなくなる可能性が高く、社会的コストは大きい。

この問題の回避には、できる限り軽減税率の対象品目を広めに取るべきがあるが、その場合、減収額は拡大してしまう。というのは、消費税率1%増で2・7兆円の増

# 数字は語る

法政大学経済学部

教授

小黒一正

# 1.3兆円

「酒を除く飲食料品」を軽減税率の対象にした場合の減収額

収となるため、軽減税率を導入しない場合、消費増税（8%→10%）で5・4兆円の税収増となる。だが、「酒、外食を除く飲食料品」を軽減税率の対象にし、それらの品目の消費税率を8%に据え置いた場合、約1兆円の減収であり、「酒を除く飲食料品」を対象にした場合は1・3兆円の減収となる。仮に「酒を除く飲食料品」を対象とすると、税収増は4・1兆円（=5・4兆円 - 1・3兆円）に減ってしまう。これは24%もの税収ロスに相当するため、同じ5・4兆円の消費税収を得るために、消費税率を10・6%（=8%+2%÷（1-0・24））まで引き上げなければならない。これを避けるには、できる限り軽減税率の対象品目を絞り込む必要がある。その場合、対象品目の線引き問題がより難しくなってしまう。

なお、そもそも、低所得者対策を行なうのであれば、軽減税率の導入以外にも、「簡素な給付措置」や「給付付き税額控除」で対応する方法もある。マイナンバー制度の稼働も間近であり、柔軟な発想で、冷静な政治判断を期待したい。